

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成二十七年から平成三十六年までの間の各年の四月一日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者で、当該基準日において日本の国籍を有しているもの（当該基準日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成二十七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成二十一年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号の一に該当するものを除く。</p>

するものを除く。

一 (略)

二 弔慰金を受ける権利を取得した後当該基準日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）

2 (略)

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 当該基準日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関

一 (略)

二 弔慰金を受ける権利を取得した後平成二十七年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）

2 (略)

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、平成二十七年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 平成二十七年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者と

一 (略)

二 弔慰金を受ける権利を取得した後平成二十一年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）

2 (略)

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号の一に該当する場合において、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 平成二十一年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者と

係が終了しているとき。

二 配偶者については、**第一項各号のいずれかに該当するとき。**

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が**前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、当該基準日に当該死亡した者の子がなかつたとき**（当該死亡した者が**当該基準日**において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していたときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、**当該基準日**において次の各号に該当しなかつたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一〜四 （略）

の親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、**第一項各号のいずれかに該当するとき。**

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が**前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、平成二十七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき**（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していたときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一〜四 （略）

の親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、**第一項各号の一に該当するとき。**

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が**前条第三項各号の一に該当する場合において、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき**（当該死亡した者の子が**同日**において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していたときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、**同日**において次の各号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一〜四 （略）

- 2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、当該基準日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が当該基準日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者の親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、当該基準日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、当該基準日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
- 3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、当該基準日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、当該基準日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなす。
- 2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、平成二十七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつた場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
- 3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、平成二十七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなす。
- 2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当し、かつ、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつた場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
- 3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当し、かつ、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなす。

される者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、当該基準日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が**当該基準日**において生死不明であり、かつ、**当該基準日**以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が**当該基準日**において死

みなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が**平成二十七年**四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡

れる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が**平成二十一年**四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡

亡していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 (略)

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、当該基準日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する者がある場合は、この限りでない。

2

特別弔慰金は、厚生労働省令で定めるところにより、当該基準日の属する年の翌年

ころにより、当該基準日の属する年の翌年

していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 (略)

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、平成二十七年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する者がある場合は、この限りでない。

していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 (略)

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、平成二十一年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(新設)

の四月十五日に支払う。

(特別弔慰金の額)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき五万円とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十五万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十四万円とし、六年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならぬものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

(特別弔慰金を受ける権利の受継)

第七条 (略)

2 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について準用する。

(特別弔慰金を受ける権利の受継)

第七条 (略)

2 (略)

(特別弔慰金を受ける権利の受継)

第七条 (略)

2 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について準用する。第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払又は同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更についても、同様とする。

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利は、差し押えることができない。

(差押えの禁止)

第十一条 (略)

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

(非課税)

(非課税)

第十二条 (略)

2 特別弔慰金に関する書類には、印紙税を課さない。

(特別弔慰金の返還の免除)

第十三条の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定された者に特別弔慰金が支払われているときは、当該特別弔慰金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、特別弔慰金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければ、同項の規定の適用を受けることができない。

第十二条 (略)

2 (略)

(特別弔慰金の返還の免除)

第十三条の二 (略)

2 (略)

第十二条 (略)

2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の返還の免除)

第十三条の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定された者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	政府原案
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この法律による改正前の特別弔慰金については、なお従前の例による。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置等)</p> <p>2 第一条又は第二条の規定による改正前の特別弔慰金については、それぞれなお従前の例による。</p> <p>3 第一条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成二十七年十月一日とする。</p> <p>4 第二条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成三十二年十月一日とする。</p>